

富士宮市立小中学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画
(令和8年度～令和11年度)

令和8年4月
富士宮市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	計画の趣旨、現状	1
3	目標	2
4	計画の期間	3
5	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
6	関連する取組み、今後のフォローアップについて	5
7	おわりに	6

1 はじめに

学校は、子どもたちが学び、成長し、未来への第一歩を踏み出す大切な場である。その教育を支えているのは、日々、子どもたちと向き合い、一人一人の健全な成長を願いながら教育活動にあたる教職員の存在である。教職員が心身ともに健康で、生き生きとやりがいや誇りをもって働くことが、子どもたちの質の高い学びへとつながっていく。

社会の変化や教育課題の多様化・複雑化に伴い、学校や教職員に求められる役割は年々広がりを見せている。子ども一人一人への支援、家庭や地域との連携など、学校の業務が多岐にわたる中で、教職員が本来注力すべき教育活動に十分な時間を確保することが難しくなっている現状もある。

本市教育委員会は、このような状況を重要な課題として受け止め、教職員の業務量の適切な管理と健康の確保を図りながら、持続可能な学校の働き方改革を計画的に進めていく必要があると考えている。

本計画は、教職員の働きやすい環境づくりを通して学校教育の質の維持・向上を目指すものであり、学校、家庭、地域、行政及び関係機関が役割を共有し、子どもを中心に据えた連携・協働を進めるための指針として位置付ける。

2 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本市教育委員会は、「第3次富士宮市教育振興基本計画」に掲げる、「富士山を心に、夢をもって生きる子ども」の育成を基本理念として、教育、学術及び文化の振興に関する施策を総合的に推進している。

この目標を実現するためには、教職員が子ども一人一人の可能性を最大限に伸ばす教育活動に専念できる環境を整えることが重要であり、その基盤となるのが「学校における働き方改革」である。教師が「学びの専門職」として、授業改善や児童生徒理解に集中できる時間的・精神的ゆとりを確保することは、教育の質の向上と子どもたちの健やかな成長を支えるうえで欠かせない。

したがって、本市における働き方改革は、単に時間外在校等時間の縮減を目的とするものではなく、教育活動の質の維持向上を図るための教育改革の一環として位置付けるものである。とりわけ、文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類（2025.9.25改正）」（①学校以外が担うべき業務、②教師以外が積極的に参画すべき業務、③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務）を踏まえ、業務の性質や責任の所在を整理し、学校、教育委員会、市長部局、関係機関及び保護者・地域がそれぞれの役割を明確にしたうえで、連携・協働体制の構築を進める。

本計画は、教職員の業務の精選・効率化、校務のデジタル化及び地域との連携・協働を推進することにより、教師が「教師でなければできない業務」に専念

できる環境を確保し、こどもたちの確かな学力と豊かな心、健やかな体を育む教育を一層充実させることを目的とするものである。すなわち、「学校における働き方改革」は、本市が目指すこども一人一人が夢と志をもち、未来を切り拓く力を育む教育を実現するために必要不可欠な取組であり、業務の適正化と教職員の健康確保を通じて、持続可能で質の高い学校教育の実現を図るものである。

(2) 本市の現状

本市では、これまで所管に属する学校の教職員の在校等時間の適切な管理を図るため、国や県の方針を踏まえながら、「学校における働き方改革」に継続的に取り組んできた。令和2年4月には、所管に属する学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、「富士宮市立学校教職員の在校等時間の上限等に関する規則」(以下「規則」)を定め、1か月について45時間、1年について360時間を時間外の上限にするなどの指針を示す等、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

このような取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況は以下のとおりであった。

【校種別の時間外在校等時間の状況】

小学校	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
令和2年度	月 40.3 時間	36.2%	4.0%
令和6年度	月 32.7 時間	21.7%	3.2%

中学校	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
令和2年度	月 47.1 時間	35.5%	14.8%
令和6年度	月 40.2 時間	29.1%	9.6%

【令和6年度の職種別時間外在校等時間の状況】

職種	校長	教頭	教諭等 (主幹・養教・栄養・事務を含む)	全体平均
小学校	月 32.6 時間	月 67.7 時間	月 31.2 時間	月 32.7 時間
中学校	月 21.2 時間	月 56.7 時間	月 41.7 時間	月 40.2 時間

3 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・教職員の1か月時間外在校等時間を45時間以下とする。

- ・教職員の1年間における1か月平均の時間外在校等時間を30時間程度にする。

※時間外在校等時間の長い教頭においては、「学校以外が担うべき業務」や「教師以外が積極的に参画すべき業務」の中で、教頭が担っている業務について洗い出し、見直しを図る。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上にする。【4.95日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。
【11.0%】
- ・子どもたちと向き合える「授業」の時間は楽しいと感じている教師の割合を100%にする。
【新規】
- ・生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できる教職員の割合を100%にする。
【新規】

4 計画の期間

令和8年度～令和11年度

5 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各学校の実情を踏まえつつ、地域学校協働本部などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、富士宮警察署による定期パトロール、青少年指導員、社会教育課（青パト）が行っている見回りに委ね、学校における自主的な見回りは原則行わない。
- ・富士宮市学校警察連絡協議会において、補導されたこどもの引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・現在、学校教育課に1名配置している専門行政（校長OB）は、引き続き配置を継続し、学校からの相談に対応していく。

- ・各学校は、市校長会と連携して作成した富士宮市立学校版の「来校者等対応マニュアル」に基づき対応する。
- ・令和11年度までに、学校が弁護士等の専門家に相談できる環境整備を進める。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇学校の体育館やグラウンド等の施設・整備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校の体育館やグラウンドの地域開放施設の管理業務について、教育委員会において令和11年度以降順次システムを導入し、一部の業務の軽減を図る。

◇こどもたちの休み時間における安全への配慮（「3分類」⑩関係）

- ・地域学校協働本部などを通じて、保護者や地域ボランティアを募り、こどもたちの昼休みに見守りを依頼し、教職員の休憩時間を確保する。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和12年9月、休日部活動の地域展開完全実施を目指し、令和9年度以降順次、原則、休日部活動の地域展開を開始する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）

- ・わくわくランチタイムにおける食に関する指導は教師が行うが、指導資料の作成は、引き続き栄養教諭が行う。

◇授業準備（「3分類」⑮関係）

- ・AIによる指導案の作成支援、スクールサポートスタッフによる学習プリント等の印刷や教材・教具の準備を推進する。

◇学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・慣例的に実施されている学校行事について、学校教育目標やこどもたちの実態等に応じて、精選したり、時間短縮を検討したりするよう助言する。

◇支援が必要なこども・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・特別支援教育相談員を拡充し、より丁寧な支援を推進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で、真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合は、その理由を確認した上で、教職員の時間外在校等時間の削減の視点から、学校に見直しを促す。
- ・計画されている学校行事や教育活動等が、形骸化されていないか、学校教育目標に沿ったものになっているか、身に付けたい資質・能力につながっているかという視点で、学校に見直しを促す。

- ・日常的な校務分掌を見直し、教頭が担っている事務的・単純作業を教職員で分担する体制を構築する。
- ・校内会議の精選や資料の簡素化を徹底し、教頭の事前準備時間の削減を図る。
- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求から教職員を守るため、令和8年度から順次、市内全小中学校の電話機に、最初に録音の了解を得るための音声メッセージが流れる機能を設置する。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1か月の時間外在校等時間が80時間を超える月が複数ある教職員に対し、医師による面接（健康相談）を促す。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・教頭の年次有給休暇の取得日数を8日以上とすることを目標とし、校長が取得を積極的に支援する。長時間勤務が続いた場合には、校長による個別面談を実施し、早期の業務調整を行う。
- ・ストレスチェック実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等を活用し、職場環境の改善を推進する。
- ・教職員に対して行っている、心の健康相談事業を継続して実施していく。
- ・夏季休業中に、5日間の学校閉庁日の設定を行う。
- ・長期休業期間等において、年次有給休暇をまとまった日数連続して取得できるように、各学校に対して取得を推進する。

6 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標の達成状況については、本教育委員会で導入しているストレスチェックの結果や学校評価から把握する。
- ・取組の着実な実行を図るため、毎年度、本市のホームページで校種別及び職種別の時間外在校等時間の状況を公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導助言を行う。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・学校において、こどもたちの支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行うとともに、必要に応じ、業務プロセスや業務改善等に関する管理職向けの研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を行う。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「学校と教師の業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

7 おわりに

本計画は、教職員の健康の保持と働きやすい勤務環境の確保を図るためのものであり、その取組は、子どもたちの学びをよりよいものにしていくことへとつながっていく。学校だけでなく、家庭や地域、行政、関係機関及び専門家が、それぞれの立場で役割を果たしながら進めていくことが重要である。

富士山のふもとのまち・富士宮で育つ子どもたちが、安心して学び、夢を語り、挑戦できる環境のもとで成長していくこと。そして、教職員が誇りとやりがい、笑顔をもって日々の教育活動に向き合えること。本市教育委員会は、このような学校教育の本来在るべき姿を大切にしながら、学校現場の声に耳を傾け、社会の変化にも目を向けつつ、働き方改革の取組を継続していく。

小さな見直しや工夫であっても、積み重ねることで確かな前進となる。学校と地域が力を合わせ、子どもを真ん中に据えた教育の充実に向けて、これからも歩みを進めていく。